# 「9条は幣原首相が提案」マッカーサー書簡に明記 「押しつけ憲法」否定の新史料

東京新聞 2016.8.12 (抜粋)

日本国憲法の成立過程で、戦争の放棄をうたった九条は、幣原喜重郎首相が連合国軍総司令部(GHQ)側に提案したという学説を補強する新たな史料を堀尾輝久・東大名誉教授が見つけた。史料が事実なら、一部の改憲勢力が主張する「今の憲法は戦勝国の押しつけ」との根拠は弱まる。

9条は、1946年1月24日に幣原首相とマッカーサーGHQ最高司令官が会談した結果生まれたと されるが、どちらが提案したかは両説がある。マッカーサーは米上院などで幣原首相の発案と証言し ているが、「信用できない」とする識者もいる。

堀尾氏は 57 年に岸内閣の下で議論が始まった憲法調査会の高柳賢三会長が、憲法の成立過程を調査するため 58 年に渡米し、マッカーサーと書簡を交わした事実に着目。国会図書館収蔵の憲法調査会関係資料を探索。今年1月に見つけた書簡によると、高柳は 58 年 12 月 10 日付で、マッカーサーに宛てて「幣原首相は、新憲法起草の際に戦争と武力の保持を禁止する条文を入れるように提案しましたか。それとも貴下が憲法に入れるよう勧告されたのか」と手紙を送った。

マッカーサーから15日付で返信があり、「戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行ったのです」と明記。「提案に驚きましたが、わたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安どの表情を示され、わたくしを感動させました」と結んでいる。

堀尾氏は「この書簡で、幣原発案を否定する理由はなくなった」と話す。

# 日本国憲法はメイドインジャパンである

[参考] HP RITERA「憲法記念日特別企画 安倍政権と日本会議の改憲プロパガンダの嘘」 上脇博之氏のHPより「日本国憲法=押しつけ憲法」論は理論に値するのか? HP苫小牧福音教会 水草牧師のメモ帳「日本国憲法はメイドインジャパンである」

マッカーサーが日本政府に作成を示唆して出来上がった憲法草案(国務大臣・松本烝治らによる「松本案」1946年2月4日)は、《第二条 天皇は君主にしてこの憲法の条規に依り統治権を行う》という天皇主権がそのまま残り、国民の人権もほとんど考慮されていないなど、実際には明治憲法と大差ないものだった。日本政府が敗戦にあたり受諾したポツダム宣言には「民主主義的傾向の復活強化」「基本的人権の尊重」「平和的傾向」などが記載されていて、これを日本政府が受け入れた以上、明治憲法の改正は不可避だった。

マッカーサーは、ポツダム宣言の内容に一致する別の草案の作成をGHQ民政局に命じ、2月13日に日本政府に提示した。その上で日本政府が修正した草案が3月6日に閣議決定を経て翌日発表、続いて4月10日に衆院の総選挙が行われたのちに国会議員らによる審議・修正がなされて、10月7日に確定した。二院制、25条の生存権規定、前文の「国民主権」の明言などは日本の政府と議会による意志を反映させた重要な修正点だ。

当時の国民から見ても、松本案は新憲法としてふさわしくなかった。この松本案をスクープした毎日新聞 1946 年 2 月 4 日付には、民間研究者による世論調査の結果が掲載されている。これは現在と比べて回答の母数 (2400 通) こそ少ないものの、当時の世論を推測する上では貴重な調査だ。たとえば天皇制については、〈政治の圏外に去り民族の総家長、道義的中心として支持〉(45%)、〈君民一体の見地より政権を議会と共に共有する体制において支持〉(28%) に対して、〈現状のままを維持〉はわずか16%という結果だった。ようするに、少なくとも、天皇制をほぼ明治憲法のまま維持する松本案は国民にとって受け入れられるものではなかったのだ。

GHQ案を土台として修正を加えた政府作成の草案要綱は、マスコミ、財界、世論調査等で圧倒的に支持された。毎日新聞による世論調査(1946年5月27日付)では、象徴天皇制の「支持」が85%、戦争放棄条項の「必要」も70%という結果が出ている。

また、マッカーサーは、極東委員会の決定(1946年10月)を受けて、当時の吉田茂首相に、"日本 国憲法施行後の初年度と第2年度の間に日本国憲法を国会で再審査し、日本人民がその時点で憲法改 正を必要と考えるならば、国民投票をしても良い"旨伝えていた。しかし、吉田首相は1949年4月、 国会で「政府は憲法改正の意思は持っていない」と答弁し、日本国憲法の再検討をしなかった。「日本 国憲法=押しつけ憲法」論者は、この点も全く無視している。

「押しつけ」と言うなら、自衛隊の前身である警察予備隊(1950年)は、占領期におけるアメリカ側の要求に基づくものである。当時、朝鮮戦争に出動した占領軍の穴を埋めるためにアメリカ側の要求に基づき創立されたからだ。しかし、「日本国憲法=押しつけ憲法」論者は、これを日本への「押しつけ」とは言わない。論理が一貫してもいないのだ。要するに、「日本国憲法=押しつけ憲法」論者は日本国憲法の中身が気にいらないから、都合の良いように変えたいだけなのだろう。

## [日本国憲法は明治自由民権運動の復活である]

憲法改正の検討が進む時期、民間ではさまざまな団体・新聞が憲法改正案を発表していた。そのなかで、格別に日本国憲法に直接的影響を及ぼしたのが憲法研究会による「憲法草案要綱」である。憲法研究会は、1945 (昭和 20) 年 10 月 29 日、高野岩三郎の提案により、民間での憲法制定の準備・研究を目的として結成された。事務局を憲法史研究者の鈴木安蔵が担当し、他に杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄等が参加した。

鈴木は、起草の際の参考資料として、明治 15 年に起草された植木枝盛の『東洋大日本国国憲按』、 土佐立志社の『日本憲法見込案』などを初めとして、私擬憲法時代といわれる明治初期、弾圧に抗し て情熱を傾けて書かれた二十余の草案、また外国資料としては 1791 年のフランス憲法、アメリカ合衆 国憲法、ソ連憲法、ワイマール憲法、プロイセン憲法を参照したとしている。

憲法研究会の憲法草案要綱の基本構造は、象徴天皇制・基本的人権の尊重・国民主権という日本国 憲法の基本構造そのものである。根本原則として述べられる、国民主権、天皇の位置づけ、基本的人 権が述べられているところを引用しておこう。

#### [根本原則]

- 1 日本国の統治権は日本国民より発す
- 1 天皇は国政を親らせず国政の一切の最高責任者は内閣とす
- 1 天皇は国民の委任によりもっぱら国家的儀礼を司る
- 1 国民は法律の前に平等にして出生または身分に基づく一切の差別は之を廃止す
- 1 国民の言論学術芸術宗教の自由に妨げるいかなる法令をも発布するをえず
- 1 国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す
- 1 男女は公的並びに私的に完全に平等の権利を享有す
- 1 民族人種による差別を禁ず(以下、議会、内閣、司法、会計および財政、経済、補足は省略)

この要綱には、GHQが強い関心を示し、民政局のラウエル中佐から参謀長あてに、その内容につき詳細な検討を加えた報告書が提出されている。また、政治顧問部のアチソンから国務長官へも報告されている。憲法研究会案はGHQの英文日本国憲法の骨子となっている。次のサイトを見れば、その証拠文書が読める。 http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/060shoshi.html

日本国憲法の三大原則の二つ、国民主権・基本的人権は、日本製なのである。

#### [第9条は日本の総理大臣の発案]

日本国憲法のもうひとつの特徴である第9条戦争放棄条項は、日本の首相幣原喜重郎の発案である。 1946年1月24日、幣原首相はマッカーサー元帥を訪ね、約2時間半会談をした。この会談の内容 について、マッカーサーは1951年5月5日の米国上院軍事・外交合同委員会聴聞会で、戦争放棄条項は幣原首相の発案だと証言している。

この会談については、日本側からの証言もある。幣原首相の友人枢密顧問官大平駒槌は「(幣原首相は)かねて考えた世界中が戦争をしなくなるには、戦争を放棄するという事以外にはないと考える、と話し出した。ところが、マッカーサーは急に立ち上がって両手で手を握り、涙をいっぱいためて、そのとおりだ、と言い出したので、幣原はちょっとびっくりしたらしい。」と回想している。

改憲派の学者らしき人々が、マッカーサー、幣原の回想録発表の時期などから主観的推測を交えて、マッカーサーの作り話じゃないか?とためにする反論をしていることは承知している。だが、文書的な客観的証拠は上の事実を語っている。以上のようなわけで、日本国憲法のもう一つの特徴である憲法第9条戦争放棄条項もまた、国産なのである。

## [まとめ]

日本国憲法の三大原則は、<国民主権・基本的人権の尊重・平和主義>であるが、前の二つの原則は、明治の自由民権運動の憲法案(特に植木枝盛)を研究した鈴木安蔵が起草した憲法研究会案が出典であり、第三原則は時の総理大臣幣原喜重郎の発案である。これらがGHQによって英訳され肉付けされて、GHQ草稿日本国憲法が作られ、これを日本政府が邦訳した。日本国憲法はこういうわけで、実質的に、逆輸入国産品であるといってよい。